広報 地域安全ニュース
くるしま

NO.565
発行所
今治地区防犯協会
今治警察署
電話 34-0110
FAX 31-7001

©SUSUMU.MATSUSITA.ENTERPRISE

万引きは犯罪です！

「万引き」は、お金を払わずに、お店から品物を持って出ることです。つまりドロボウ（窃盗）です。

窃盗（せっとう）＝10年以下の懲役又は50万円以下の罰金（刑法第235条）

★　許しません！「万引き」。ルールを守ろう。

社会には、ルールがあります。自分のものと他人のもののけじめをつけることが必要です。

ひとのものをとったり、ウソをついたりしていると、誰からも信用されなくなります。

「ちょっとだけ」「だれも見てない」「友だちもしているから」は、何の言い訳にもなりません。

★　「自分はしてない」といっても罪になります。

人に万引きをさせる、万引きをするように誘う、見張りをしていただけ、盗んだものだと知っていて、もらったり売ってもらったりする・・・

これらは、どれも犯罪です。また、見つかったら買取ればいい」は、大間違いです！犯した罪をなかったことにすることはできません。

万引きをして得する人は・・・

お店の人の怒り、お店への損害、見つかってはじめて罪の重さに気づくあなた。警察署で厳しく取り調べられ迎えに来た保護者の悲しむ顔。万引きをして得する人はだれもいません。

あなた自身が信用を失い、あなたを大切に思っている人を悲しませることになります。

～特殊詐欺被害防止～

ATMでの還付金詐欺声掛け訓練が行われました！

①

令和５年６月13日、さいさいきて屋にて特殊詐欺被害未然防止訓練及び啓発活動を行いました。今治警察署員が還付金詐欺事件の被害者に扮し、さいさいきて屋に設置されたATMコーナーにおいてスマートフォンで通話しながらATMを操作しているところに店員が声掛けし、特殊詐欺を未然に防止する訓練が行われました。

写真①②は還付金詐欺の被害者に扮した今治警察署員とJA職員の特殊詐欺未然防止訓練の様子です。

②

「犯罪の起きにくい街づくり基金」

今治地区防犯協会及び今治警察署では、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、基金を設立し、防犯カメラの設置を推進しています。ご協力をお願いします。

- 当基金は、反社会勢力からの受け入れはいたしません。（根拠規程：愛媛県暴力団排除条例）
- 支援して頂いた方のお名前をホームページに掲載させていただき、お礼にかえさせて頂きます。

※　支援の入金にあたっては氏名の後に、電話番号の記載をお願いします。
（例）「今治太郎３４０１１０」（フリガナ：イマバリタロウ３４０１１０）

伊予銀行　今治支店
（普通）４０６７１８３

愛媛銀行　今治支店
（普通）８９０４６３５

※　伊予銀行･愛媛銀行は、窓口にて「基金に振込したい」旨を伝え、専用振込用紙にて振込んで頂くと手数料は無料となります。

★募金箱も設置しています！

- イオンモール今治新都市→不定期にて設置
- フジグラン今治、フジ今治店、フジ波止浜店に常設されています。